

国地契第2号
国官技第8号
国営管第16号
国営計第3号
国北予第2号
令和2年4月9日

大臣官房官庁営繕部 各課長 殿
各地方整備局 総務部長 殿
 企画部長 殿
 営繕部長 殿
北海道開発局 事業振興部長 殿
国土技術政策総合研究所 総務部長 殿
国土地理院 総務部長 殿

大臣官房
 地方課長
 技術調査課長
 官庁営繕部管理課長
 官庁営繕部計画課長
北海道局
 予算課長
 （公印省略）

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた登録基幹技能者の
講習修了証有効期限の取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、感染拡大の防止を図ることを目的に、多数の者が集まる会合やイベント等の開催自粛・延期について要請が行われていることに伴い、土地・建設産業局建設市場整備課長より登録基幹技能者講習実施機関に対し、講習の実施自粛や講習修了証の有効期限の特例について、「新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受けた登録基幹技能者の講習修了証有効期限の取扱い等について」（令和2年4月9付け国土建労第24号）により通知されたところである。

については、総合評価落札方式の企業の技術力の評価において、登録基幹技能者の講習修了証が令和2年3月6日から令和2年9月30日までの間に有効期限を迎える場合であっても、特例的に、一律令和2年9月30日まで有効期限内であるものとして取り扱われたい。

以上